

Business Certificate news

No.TCCI-147
Date : 2021 年 5 月 6 日

【改訂】台湾・タイ向け食品の原産地証明を申請される方へ

原産地証明書は貨物の原産“国”を証明するものであり、生産・製造された“都道府県”までは証明できません。ただし、台湾・タイ向け食品に限り、現地政府の要請に基づく例外として、都道府県名を含めた証明を許容しております。両国政府は、現着した貨物を実際に開梱して製造・生産都道府県の検認を行い、原産地証明の都道府県と照合するため、照合結果が不一致の場合は即時証明事故(※)となります。

このような事態を避けるため、申請にあたっては、製造・生産に係る典拠資料として「製造証明書」等をご提出いただいております。書面上、“ある場所”において“既に製造がなされた”という要件を客観的に立証するものに限ることから、サンプル書式を過去のBCNで提示しております。

しかしながら、要件を満たさない独自フォーマットに典拠した申請が多数生じておりますので、製造証明書の要件について、改めて下記に示すとともに、要件を満たさない独自フォーマットによる申請については、以後、都道府県名の記載はいたしかねます(二重線で削除していただきます)。「過去、それで発給されていた」場合においても、事故多発の経緯に鑑み、要件不備のものは受け付けません。

製造証明書を作成・取得する際は、下記要件をご確認の上、適正なご申請をお願い致します。

(※)「[商工会議所原産地証明書等貿易関係書類認証規程](#)」に基づく発給停止措置等が課されます。

記

【製造証明書の要件】 ※下記の全ての要件を満たすものであること。

- ① 実際に製造した会社が発行した証明書(社印あり)であり、かつ、“製造した”と(過去形で)明記していること。
※実際の製造者以外が発行する証明書については、「[第三者による製造証明書](#)」をご確認ください。
- ② 製造した場所(工場名、住所等)を明記していること(工場所在地の都道府県名のみでは不足)。
- ③ 輸出産品名の記載があること、あるいは輸出産品名と製造品名の紐づけができること。
- ④ 製造数量が明記され、かつ、輸出数量を下回らないこと。
- ⑤ 発行日付があり、かつ、船積日 1 年以内の日付であること。

【不備事例】

- 使いまわしが効くように細工されているもの全般。
(現在進行形で「製造しています」と記載したもの。品名や数量が空欄のもの、等)。
- 船積日より 1 年を経過した発行日
- 製造場所の記載が都道府県で終わっているもの
- 「製造場所・原料が変更になる可能性があります」といった不適切な一文が入っている。

【その他: 提出いただいた証明書によって、記載できる文言が異なります。ご注意ください。】

- 製造証明書 ⇒ place of manufacture ○ 漁獲証明 ⇒ place of catching
- 生産証明(農作物等) ⇒ place of production

以上

××××年×月×日

〇〇株式会社 御中

SAMPLE

株式会社△△印

製造証明書

株式会社△△の社印

下記につきまして、当社で製造した商品であることを証明いたします。

記

- 品名 醤油 (SOY SAUSE)
- 数量 100 SET (1SET 300ml×12 本)
- 製造日 ◇◇◇◇年◇月◇日
- 製造場所 株式会社△△ 神奈川工場
神奈川県藤沢市×-×-×

以上

【本件担当】株式会社△△ 氏名・電話番号